

休日の部活動の地域移行に関するQ & A

問 学校部活動の運営主体が地域のスポーツ団体等に移行した場合、当該スポーツ団体は、災害共済給付に加入することはできますか。

(答)

地域のスポーツ団体等は、災害共済給付に加入することはできません。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条に定める学校及び附則第8条に定める保育所等には該当せず、災害共済給付の加入対象とはなりません。)

問 地域のスポーツ団体等が実施する休日の地域クラブ活動中にけがをした場合は、災害共済給付の給付対象となりますか。

(答)

地域のスポーツ団体等の活動中に発生した災害は、学校の管理下とは認められず、給付の対象にはなりません。

(当該スポーツ団体の運営主体が責任を負うこととなります。)

問 休日の地域クラブ活動において、教師が地域のスポーツ団体等の指導者として生徒へ指導する場合は、災害共済給付の給付対象となりますか。

(答)

教師が教育委員会に兼職兼業の許可を得て、地域のスポーツ団体等の指導者として当該スポーツ団体等に参加する生徒を指導する場合であっても、その活動の運営主体が地域のスポーツ団体等である場合は、学校の管理下の活動とは認められず、給付の対象にはなりません。

問 教師が大会の引率をする場合は、災害共済給付の対象となりますか。

(答)

当該大会への参加が、学校の教育計画に基づいて行われる課外活動に位置付けた活動であるか否かにおいて給付の可否を判断することとなります。

問 外部指導者が大会の引率をする場合は、災害共済給付の対象となりますか。

(答)

当該大会への参加が、学校の教育計画に基づいて行われる課外活動に位置付けた活動であるか否かにおいて給付の可否を判断することとなります。また、外部指導者が引率する場合は、都道府県及び市区町村において引率を認められているか、自治体の取扱いを確認したうえで、給付の可否を判断することとなります。

なお、部活動指導員は、顧問として大会の引率を行うことができます。

問 文化部活動が地域の文化芸術団体等に移行した場合の取扱いはどのようになりますか。

(答)

文化部活動の地域移行についても運動部と同様の取扱いとなります。

問 休日の部活動で災害があった場合、学校の管理下の課外指導であることを証明するための添付書類は必要ですか。

(答)

学校の管理下の課外指導であることを証明するための添付書類は必要ありません。

災害報告書は、学校長が証明するものですので、災害報告書において休日の部活動で災害があったものと報告されている場合は、学校の管理下の課外指導の部活動であるものとして審査を行います。

なお、学校の管理下の課外指導の部活動か地域のクラブ活動であるか疑義がある場合は、確認させていただくことになります。

※以下、休日は地域クラブ活動に参加していることが前提です。

問 当該疾病（関節炎など）は、平日の部活動によるものか、休日の地域クラブ活動によるものが判断がつかない場合、災害共済給付と地域クラブ活動で加入している保険（スポーツ安全保険等）のどちらに請求したらよいですか。

(答)

当該疾病の主な原因が平日の部活動か休日の地域クラブ活動によるものかを判断していただき、平日の部活動が主な原因と判断される場合は、災害共済給付に請求していただくことになります。地域クラブ活動で加入している保険（スポーツ安全保険等）と重複して請求することがないようにご注意ください。

問 平日の部活動で右腕を負傷したために災害共済給付から医療費の給付を受けていますが、地域クラブ活動で左足を負傷して同一の医療機関を受診しています。「医療等の状況」には、どのように証明してもらえばよいですか。

(答)

地域クラブ活動中の災害は、災害共済給付の対象外となるため、「医療等の状況」には、右腕の負傷の治療に係る傷病名及び診療報酬請求点数のみ証明していただいでください。

問 平日の部活動で負傷した部位と同じ部位を地域クラブ活動で負傷しました。災害共済給付と地域クラブ活動で加入している保険（スポーツ安全保険等）のどちらに請求したらよいですか。

(答)

受診したきっかけとなる災害が、平日の部活動で発生しているため、災害共済給付に請求していただくこととなりますが、当該部位の治療中に地域クラブ活動で負傷した場合の治療については、新たな災害となるため、以降の治療分は、地域クラブ活動で加入している保険（スポーツ安全保険等）に請求していただくこととなります。